

議員の眼

発行責任者（吉岡政昭）・住所（早来大町141-47）

2021・8月発行



吉岡政昭の議会報告（No. 10）

総務常任委員会（4/20・5/11）・6月議会（6/21・22・23）

安平町の訴えが 門前払い（却下）される。 「産廃施設建設可取消し」を求めたが。

町民の疑問	吉岡の解説と見立て
●なぜ、安平町からの「産業廃棄物処理場建設許可取消し」の訴えが、北海道開発審査会から、門前払い（却下）されたのですか？	●「却下」の理由は、この産業廃棄物処理場建設によって、安平町が救済されなければならないような不利益は生じない。従って、安平町には救済を申し立てる資格はないとのこと。
●「却下」は、なぜ、「門前払い」なのですか？	●「却下」は、訴えを審議せずに、退けることです。だから、「門前払い」と言われるのです。
●「棄却」と、どう違うのですか？	●一方、「棄却」は、審議の結果、退けられることです。

一町民から「産廃処分場」の安全性と 周辺地域の影響調査の請願提出。 総務委員会でも、本会議でも不採択

総務委員会（6名）、不採択	本会議（12名）不採択
採択すべき（賛成）①、（吉岡） 採択反対④、梅森・箱崎・工藤（秀） ・米川）	採択すべき（賛成）④ （吉岡・小笠原・多田・三浦） 採択反対⑦ 鳥越・梅森・箱崎・工藤（秀） 米川・田村・工藤（隆）
採決に不参加（鳥越・・・司会の為）	

北進の産廃処理場の建設に対する 吉岡の主張

現状をどう見ているのか。

質問	吉岡の考え・判断
処理場建設に賛成ですか、反対ですか？	●今からでも建設の中止が可能なら反対です。しかし、その段階は、過ぎたと思っています。
しかし、あなた（吉岡）は、「賛成」とも受け取れる発言をしていませんか？	●それは問題を単純化され誤解されたのだと思います。その原因の一つは、私は多弁ですが、能弁・雄弁でない上、滑舌が悪いため、考えを正確に伝え切れていない為だと反省しています。 ●しかし、今やこの問題は、反対するだけで解決できる段階ではなくなっていると思っています。次に書いた現実を直視する必要があります。 1つ。すでに北海道から建設の許可が下りている。 2つ。町の「許可取り消し」の訴えが、却下され法律的には、建設可能で建設の時期が遠くないと思っています。 3つ。状況を見ると裁判に訴えても、勝てないのではないかという判断があるのです。

北海道も勧めている「公害防止協定」の締結を提案します。

質問	吉岡の考え・判断
あなた（吉岡）は、議会でも、議会外でも、町と産廃会社との「公害防止協定」の締結を主張していますね。	●はい。公害防止協定とは、町が会社との間で結ぶ町民の安全・安心の為の「契約」です。公害防止協定は、法的拘束力を持つ「契約」です。最高裁判決（H21年7月10日）が根拠です。
北海道が安平町に会社との間で、「公害防止協定」を結ぶよう勧めているのは本当ですか？	●本当です。 ①十分な協議を（H29・2・22）道環境生活部 ②望ましい。（H29・3・6）胆振振興局生活課 ③助言している。（R3・3・19）道社会推進課
なぜ、北海道は公害防止協定を勧めるのですか？	●道は、法令や事業計画に書かれていない事項は、業者に指導できないのです。しかし、町が協定書を結べば、協定違反に対し、町は立ち入り検査、必要な点検や指導ができるのです。（胆振振興局生活課からの文書）

「産廃処理場建設反対」が「議決」された記録はありません！

質問	吉岡の解説と見立て
平成 29 年に 4 自治会長から町議会宛てに最終処分場計画阻止の要望書が提出されました。その時、「議会として最終処分場計画阻止の為に対応する」との回答が出ています。これは「議会の決定」ではないのですか？	<ul style="list-style-type: none"> ●「議会の決定」とは「議会の本会議」で「議決する」ことを意味します。また、4 自治会長からの要望書に関する議論や決議の記録（証拠）がないのです。 ●議会の議事を記録した「議会運営委員会協議決定事項」にも記録ありません。
「記録（証拠）がない」とは、どういう意味ですか？	<ul style="list-style-type: none"> ●議会における協議や決定は、必ず議事録に残されます。決議事項は、必ず記録されます。秘密会ですら「記録を取る」ことになっています。 <p>議事録は「唯一の証拠書類」「最も重要な書類」「永久保存の取り扱い」と記されています。（議員必携）</p>
「回答書」に「2 度の議員協議会による協議と全員協議会での検討を経た上で決めた」とあります。「議員協議会」や「全員協議会」での決定は、「議会で決めた」ことにはならないのですか？	<p>なりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「議員協議会」や「全員協議会」の決議を何百回しようと「議会の決定」にはなりません。 ●そもそも、「議員協議会」は法律的根拠を持たない「集まり」です。 ●また「全員協議会」は、法律に定められていますが、目的は「議案の審査・議会の運営に関する協議・調整のため」のもので、議会決定を意味するものではありません。
4 自治会の要望書が、「本会議での議決」を得るためには、どうすれば良かったのですか？	<ul style="list-style-type: none"> ●最もわかりやすいのは、「請願」として提出することでした。そうすれば、最後に、賛否が記録され本会議で採決することになりました。 ●もう一つの方法は、議長が「要望書」を「請願書」扱いすれば、同じ事になりました。
「本会議での議決」（議会決議）を必要とするのは、どんな時ですか？	<ul style="list-style-type: none"> ●議会の意志を決める。（請願や決議等） ●団体の意志を決める。（予算・条例等） <p>※団体とは、市町村などの自治体のこと</p>

種田教育長の再任命について吉岡一人反対しました。

4 月の臨時議会において、及川町長から、種田教育長を再任したいとの提案がありましたが、以下述べる理由により、反対しました。

反対の理由・・・平成 23 年、滋賀県大津市の「中 2 いじめ自殺事件」の教訓に基づく教育委員会制度改革の趣旨・精神を全く考慮しない提案であることが、質疑の中で明らかになったことから反対に回りました。

資質・能力のチェック

吉岡の質問	町長答弁
ご承知のように（大津市の自殺事件により）教育委員会の制度が変わった。この件に関して、文科省の初等中等教育局長が全国の知事、教育委員会に通知を出している。通知の中で「教育長の任命の議会同意に際して資質能力を丁寧にチェックする丁寧な手続き」を指示した。丁寧な手続き検討したか？	<p>質問の趣旨が良く理解できない。手続き的に問題ない。</p> <p>（疑問！）資質能力をチェックする為にどんな方法を考えていたかを質問したのだ。そもそも、「文科省の通知の内容」が、頭に入っていないのではないか。通知を本当に読んだのか。答弁になっていない。</p>
通知では、教育長候補者が所信表明を行なった上で、質疑を行なうなど例を挙げているが、安平町の場合、丁寧な手続きをどう行なおうとしているのか？	<p>3 月の議会で教育行政執行方針をこの場で述べている。そこを確認してくればよい。</p> <p>（疑問！）再任命を提案したときは、本人は議場にはいない。本人のいない所でどのようにして質疑を行い、確認しろと言うのか。丁寧な手続きは当初から念頭になかったのではないか。</p>

「教育委員会の意志決定に基づき事務を司る」となっている。

吉岡の質問・総括的意見	町長答弁
国の法律では、教育長は教育委員会の構成員であり教育委員会の意志決定に基づき事務を司るとなっている。しかし、種田教育長は、義務教育学校建設問題において、教育委員会でも議論にもなっていない段階から、あたかも決定事項のごとく町民説明会等を繰り返した。誤りを繰り返し指摘しても、容易に改善しなかった。再任の審議に当たっては、この問題の認識を聞きたい。	<p>合議体と言うことで言えば、教育委員会の意志決定に基づき、事務執行をしていくという基本を守りながら、震災以降の様々な予期しない案件もあつたので、そう言う中でなかなか議論が進まないで再度審議するということもあつたと承知している。・・・</p> <p>（疑問！）私は初等中等教育局長が「通達」で指摘したような運営をしていたかと聞いたのですが、答えていない。</p>